

厚生労働省指針値策定 13 物質について

下記商品について、対象となる 13 物質を原材料及び製造工程で意図的に使用していないことを証明いたします。

記

商品
: ボレイトシール

対象物質： ① ホルムアルデヒド
② トルエン
③ キシレン
④ パラジクロロベンゼン
⑤ エチルベンゼン
⑥ スチレン
⑦ クロルピリホス
⑧ フタル酸ジ-n-ブチル
⑨ テトラデカン
⑩ フタル酸ジ-2-エチルヘキシル
⑪ ダイアジノン
⑫ アセトアルデヒド
⑬ フェノブカルブ

以上

平成 29 年 3 月 23 日

日本ボレイト株式会社